

## 公益財団法人ダイオース記念財団 奨学生選考基準

奨学金給付規程により奨学生を志願した者に対し、その家計の状況、学業及び人物、レポートの内容について検討し、奨学生を選考する。

1. 奨学生の選考基準は、次のように定め、書類選考、面接を経て、当財団の奨学生選考委員会で決定する。

- (1) 学資支弁が困難であることに関する判定基準
- (2) 学業に関する判定基準
- (3) レポート内容に関する判定基準
- (4) 性行に関する判定基準

2. 以下に該当した場合は、奨学金の支給を停止する。

- (1) 傷痍疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績または操行が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 当財団が定める書類等を期日までに提出しないとき
- (5) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (6) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (7) その他第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

以上